

丸山名政著

通鑑

明治十四年
八月三十日出板

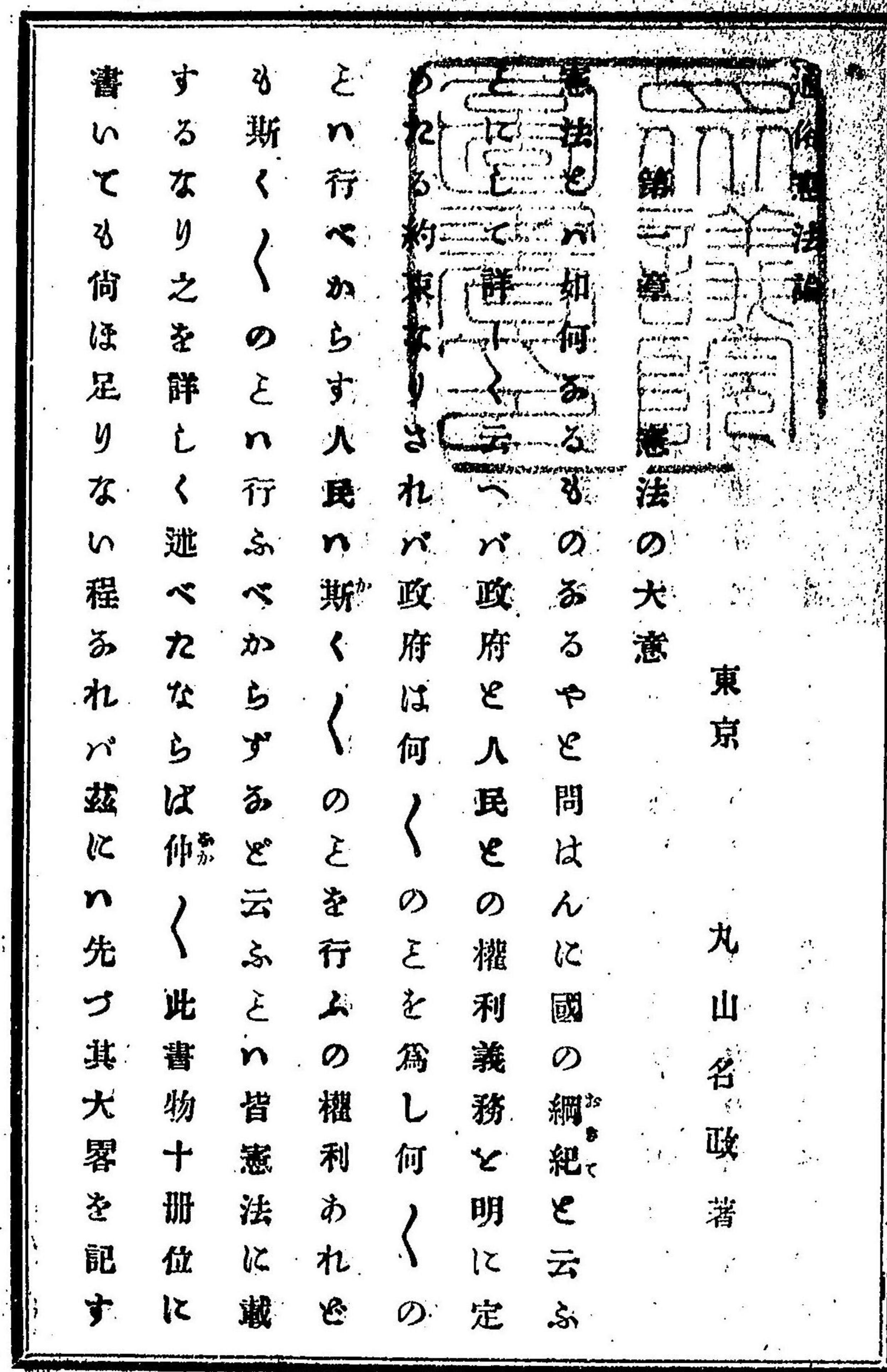
特29
682



目 錄

- 第一章 憲法の大意
- 第二章 英國憲法の事
- 第三章 日本憲法の起源
- 第四章 憲法の組立





のみ然れども憲法を真正に論ずるにハ先づ國と政府との
起りを明かにせざるべからず

抑々大古人民の未だ繁殖せざりし時に於てハ唯木皮獸毛を身に纏ひ土窟巖陰を家とあ一魚鳥を捕へて漸く生命と維ぐのみあれば固より何屋何兵衛と云様ある名もなく家もあく隨て政府と云ふものもあかりしあり其れより人智次第に開け耕作牧畜等の業起るに従ひ各地の言語風俗を同ふする人民一緒に集り一國を爲したり是れ則國の起りなり而して政府の起りにハ種々あり或ハ腕力の強き者が弱き者と制服して自ら國王となるあり或ハ人民各自が強

暴者を防がんが爲めに德望あるものを推尊して國君とあるもあれども天理公道に依りて政府の性質を論ずれば政府を設くるの目的ハ人民の安寧幸福を保護するが爲なるに疑ふべからず然らば政府にして人民の安寧幸福を保護せざれば是れ其職分に背くものあり
堵て斯の如く國に政府あるもの起りたる以上の政府の成立ハ國によりて種々差異あれども皆其組織に就き一定の制度あるものあり其制度を名けて憲法と云ふ而して憲法に成文憲法不文憲法の二種あり成文憲法とい々其制度の箇條と記き列ねたるものなれば一目にて能く解し易き

なり不文憲法へ之に反し別段之れと云ふ記載したる書類
もあけれども古來の習慣にて自ら定り居るものと云ふ
成文憲法と不文憲法とへ就れが宜しきやと問はんに余は
成文憲法を以て尤も善良なるものと考ふるなり如何とな
れば凡る物の間違まちがい、冤角あいき曖昧まいまいより生ずるものなり不文憲
法おのづかへ古よりの仕しきたり來りに任あたするものあれば若し人民と政府
と權限の爭ひなきあるとされ理窟りくくつの付け次第にて政府の
理りともあり人民の理りともあるとあり故よ政府の基礎きそを固
ふし人民の幸福を増すに非べ是非とも成文憲法とあさやる
べからず然れども成文憲法なればとて強あぶら善きものなり

と云ふを得ず前にも云ふ通り憲法は政府と人民との権利義務を確定するものなれば例へて云へゝ約定書の如きものなり今權兵衛と八兵衛と共に五百圓づゝ出し合ひ生糸を買ひ一と賭け爲さんとするとき必ず利益を半々に分べしと約束するあらん。又甲乙丙丁戊の五人が各々金を出にて一つの物産會社を設くるときは必ず其社の規則を編制し頭取支配人會計庶務の役員より物産の製造利益の分配等に至るまで悉く此の中に明記するならん。人の此の世に生れ来るや孤立して毫も他人に關係せず世を渡り得べきにあらず彼のアリストートルが人類は交社の動物あ

りと云ひし如く是非とも他人と交際せねばならぬものなり既に他人と交るときは必ず他人に對して爲さねばあらぬ義務あり又爲さしむべき權利あり此の權利と義務との區域を定めたるもの民法と云ふ。一國に民法なく一會社に規則、あく櫻兵衛と八兵衛との商法に約束なかりしあらば必ず大悶着を生ずるなるべし故に國民相互の間にハ民法あかるべからず會社の内にハ規則あかるべからず櫻兵衛と八兵衛との間にハ約束なかるべからざるものとせば政府ハ人民の爲めに設くる所の一の大なる物体なれば此

の大物体と國民との間に關係ある權利義務を定むる憲法も亦約束にせざれば人民の爲にならざるなり然るに成文憲法とハ唯文に記したる憲法と云ふ義なるが故に政府の勝手にて草稿したるものも成文憲法なり人民と政府と約束して立たるも成文憲法なり故に憲法ハ成文とあし且つ國約とするが最も善き方法なり蓋し國約とい國家の約束と云ふ義あり國民と政府とを總稱して國家と云ふ故に官民の約束に成るものを國約憲法と云ふ何故に國約憲法にせねば人民の爲めにあらぬかと云ふに前に述べ一如く政府は國と人民の爲めに設けたるものなれば人民の幸福ハ

計るを以て其職分とあすべき筈あるに世の政府は徃々其職分を守らず人民を壓制して其權利を傷くるものあるが故に人民へ之れでハ溜らぬと云ふて遂に憲法を立てゝ政府の爲すべき權利へこゝ迄なり人民の行ふ義務へあれ迄なりと分界を立て其の壓制を蒙らざる様にするなり全体道理から云へば人民へ國の精神にして政府へ人民を保護する所の器械同様のものなれば人民の方より憲法を定め此の通りに行ふべしと政府に命ずるも差支へなけれども政府の事務と云ふものハ理窟のみにて推す譯にむ行かず且人民計りにて憲法を立つるとき餘り人民の爲を計り

過ぎて却て實際政府の差支を生じ人民の爲めにならぬ様あともあれバ憲法は政府と人民と相談して立つるが最も當を得たるものと云ふべし併一乍ら元來憲法を立つるの權利へ人民にあるものなれば之を立つるに際し人民が斯くすべしと云ふときハ政府ハ決して之を拒むべからず憲法を設くるの目的ハ參政の權利と人文の自由とを鞏固くするにあり去れば憲法中にて第一に論ぜねばあらぬ箇條ハ國會の事なり憲法中にハ必ず國會の成立を記しあれば國會の事を知らんにハ先づ憲法の性質と知るが緊要あり

國會は何の爲めに設くるやと云ふに諸般の法律を制定し政
府の歳出入等のとを議定するが爲めなり一體法律と云ふものは國王及び官吏の爲めに設くるものにあらずして全
國人民の爲めに設くるものなれば人民が好む所の法律を立つるが政府の職掌なり若し政府の官吏のみに立法權を與へ置くとき如何ある法律と制らへらるゝも之に向て苦情を鳴らすとが出來ざるに付豫じり政府が立てんとする法律の草案を國會へ受取り全國人民の代議士が之と議決し皇帝又の大統領の認可を得て初めて法律とするあり又政府の歳出入を議する最も大切のとなり政府の人

民が出す所の租稅にて立つものなれば其仕拂を國會にて吟味するい當然のことと知るべし故に人民の代議士が國會に出て政務を議決するの權利を名けて參政の權利と云ふ吾人の身体ハ吾人の所有あり吾人の心も亦た吾人の所有あり我が思ふ通りに歩行進退し我が思ふ所を口に言ひ筆に記すハ吾人の自由權利と云ふものあり然るに壓制政府ありて吾人を勝手次第に捕縛して獄中に繁ざ吾人が言はんと欲し書かんとすると恣に禁しあらば吾人の不幸災難へ果して如何ぞや政府一と度び法を出せば我々の身体は既に罪人となるなり政府一と度び令を下せば我々の

財産は已に罰金と變するありかくの如く酷ひ目に逢ふれば畢竟人民が常々自由權利を重んぜざるが故あり若し自由の權利さいあらば不當の罰金を受くるに及ばず不正に拘留さるゝに及ばず道理に背かざる以上は自由に演説し自由に筆記するも決して罰せらるゝとあし之を思へば自由ほど世に尊きものはあかりけり此の尊き自由と確ど我身に所有せしむるもの憲法なり故に憲法は壓制と防ぐの門戸と云ふべき大切あるものあり人若一門に銃を掛けずに寐たあらば必ず盜賊が來るべし然れども盜賊が來りたりとて家内の財産を残らず持て行くともあるまじ良一や

悉く持つて行くとした處が家と体丈けん殘すに相違なし然らば盜賊の害へ恐ろしいには恐ろじけれども壓制政府の恐るべきに比ぶれば蚤の喰ふた同様のものみ鳴呼世間の人は門戸に銃と下りて能く竊盜を防ぐことを知るど雖ども未だ憲法を設けて政府の壓制を防ぐことを知らざるハ馬鹿くにぎ次第ならずや

第二章 英國憲法の事

歐米各國の政府には皆憲法あり然れども其起りを尋ねるに一千二百年代英國ジョン王の時に始まれりジョン王專恣にして人民を壓制せしかば人民大に怒り王に迫てマジ

ナカルクと云へる大憲六拾三ヶ條を得たり是れ即ち英國憲法の基礎あり此時に當り佛蘭西獨乙西班牙等の諸國は皆封建の制度にて國王擅制を極めて人民の牛馬の如く使役せられしかば憲法ある云ふとの夢にだも知らざりしなり然るに近隣なる英國人民が大憲章を得て自由の身となりたるを聞見十丈に羨む念を生ト同じ人間でありますから英國人民のあの様に自由を得たるに引き替へ我々は斯く壓制の下に苦りしるゝ慷慨一息あとなりて各々氣を擱し或ハ英國の書を讀むもあり或ひは英國に到りて自ら其政体を實見するもありふリ斯くて年月を経る後英國

の自由へ遂に海峡を越へテ歐洲の大陸へ侵入し再び大西洋を越へて米國へ渡りしあり今日西洋各國にて共和政体と立憲政体とを問はず皆憲法を制定して國民の権利自由を保護するの城郭とある様にありたるは皆英國を見習ひるものなり故に余は茲に英國憲法を細かに論ぜんとされども冗長にあらんと恐るゝが故に歐洲の學者が英國憲法の大要旨なりとする所のものを擧げて其意義の大畧を述べん

(第一)英國政府の貴族及び人民の代議士より成り立つ所の

議院を召集し且つ之れに諮詢すべき責を有する有限
權力の世襲帝王に因て立つ

政体に種々の區別あり立君獨裁と云ひ貴族專治と云ひ立憲政体と云ひ共和政治と云ふ而して先づ政体が極らざれば憲法の組み立てを爲す能ず故に政体を取極めざるものあれば憲法中最も緊要のものあり本條に世襲帝王によりて立つとあるによりて見れば立君政治と云ふといふれども立君獨裁のとやら立憲政体のとやら分明あらざるが故に有限權力の四字を添へて立君獨裁にあらずして立憲政体あ

るとと明示したるあり余思ふに政權には是非とも限りを立てねばあらぬあり其故如何となれば無限の權力は世に恐ろしきものゝあし其昔一封建時代の政府は皆無限權力のものあり支那の學者が普天普天の下玉土にあらざるあしなど、遂遂方方もあきとを云ふるゝ皆國王の權力の限りあきものと心得違をあじたるに因るなり前章にも述べし如く政府の權力に限り無くして何如なるとをあすも勝手次第なりとしたならば若不正ある政府ありて限りあく租稅を取るも之に従はざるべからず限りなく人民を捕縛するるる之に抵抗する能はず限りなく土地を割て外國へ與ふ

るも之を論するを得ず限りあく官吏を置き限りなく宮室を飾り限りなく賄賂を取るも之を責むるを得ず斯く無限の権力を有する政府の決して人民の爲めにあらぬあり故に人民の爲めにある政府か否やを知らんに先づ其政府の有限権力が無限権力かを察すれば直ちに分るあり英國憲法に於て其政府の権力に限を立てたるゝ能く人民の権利を保護するの精神に出るものと云ふべし
(第二)國會の議決みじに何等の租稅も課するを得ず何等の法律も定むるを得ず
此條は實に憲法中の骨髓とも稱すべきものなり國會及參

政權利の大略ハ前章に於て既に説きたり此條の如きハ實に參政の權利と鞏固したる者なり此二三行の文章を以て能く英國四千萬人の生命を保ち能く數千百万磅^{ボンド}の財産を護る其功力の程ごろ有難くも亦零けれど之れに引き換へ東洋諸國の如きハ明かに官民の分限を定めたる憲法なきが故に政府が入用と思ふときは隨意に租稅を増すも人民り泣^クく共れに從はねばあらず又二三の官吏が相談して種々ある法律を設け集會、信教、發論、歎願、等の自由を束縛するも人民は之を非議するを得ず昔者亞米利加合衆國が未だ獨立せざる以前英國の殖民地にてありまごろ英政府

い該地人民より重き租税を取立する上に米民の代議士を英國議院へ出すを跡さりしより米民の叛逆と企て七年間の戦争に勝利を得て遂に今日の如き共和国とあれり之れ則ち英國政府が租税及財政を議するの權を米民に與へざり一が故なり前に云ひし如く人民は一國の精神にして政府は其器械なれば政府の人民の風俗人情に基き天下の公議輿論に據りて政を施すべきとなり之と例ふれバ人民の銀行の株主にして政府の役人は莫頭取の如きものなり銀行の頭取は自分の行ふべき職分外のとを勝手に處分し株主に損毛を掛けあらば直に免職せらるゝならん又之を

例ふれバ人民ハ一家の主人にて政府の其支配人の如きものあり一家の支配人が主人の言ふとを聞かずして猥りに主人の金錢を遁ひ散らし又は無暗に主人を叱り付けたあらば必ず暇を出ざるゝあらん政府も亦之れと同様あり若一政府が人民の生命財産を保護すると云ふ肝腎ある本務を怠り剩あまつさへ人民の租税を無暗々取り立て又ハ勝手氣儘ある法律を制して人民を抑おさへ付けた日には人民の迷惑へ實に譬へんに物なし世人は頭取支配人等が不取締うとりぢをなしたときは之を咎とがむれども政府が人民の承諾を経ずして自體に重税を取り上げ氣隨に酷法を制するとあるも之を當

然のととなし毫も怪まさるに如何なる次第あるや余は慨歎に堪へず英國人民は早くも之れを慮り此條を憲法中へ加へて以て參政の權利を體にじより嗚呼英國人が今日の如く自由を得るは寔に故あるなり（第三）何人も擅に罰金を課し猥りに捕縛するを得ず何人の自由及財産も之を妨害するを得ず正當の裁判を経るにあらざれば何人も罪するを得ず本條は一人一個の自由を保護するが爲に設けるものなれば前の參政の權利と同じく憲法中最も大切な者あり本條中「何人の自由及財産も」にある自由ハ即ち奉教、發論、集

會、歎願、等の自由を含むものと知るべし倹て人生最も貴むべきものは何かと問はんに性命財産の二つあり而して此の大切なる性命を危ふするものの何にかと云へば猥りに捕縛され恣まゝに罪せらるゝ事あり又財産を危くするもの何にかといへば政府が爲すべき務を怠り又ハ爲すべからざるとを爲しさが爲に生ずる損害あり抑も犯罪の疑べしと云ふハ刑法の原則あり然るに往昔社會の未き開けざり一ときハ少しく疑はしき者と見れば直ちに之を捕縛して獄舎に繫ぎ且役人が悪いと思ふものの無實の罪を負

はせて之を殺戮し又ハ瑣細の事に莫大の罰金を取上げある事するとは間ま之れあり我國の淨留理本ぶどにも隨分不法に人を捕縛殺戮する事載せり人民の自由と重ずる國に於ては現行犯を除くの外は裁判官の發したる拘留状を示されば猥りに捕縛すると得ず、一と度拘引すと雖ども定まりる時間内に訊問せざれば直ちに釋放すべし、夜中故なく人家を侵すべからず、刑事被告人は相當の規則に従ひ保釋を許さるべし、拷問を以て其の罪を白狀せしむべからず、刑事被告人は辨護人を用ゆるを得る等の諸條を設けて身体の自由を保護するなり儲て又何人の財産も

之を害するを得ずとの一條は最も肝要あり財産は性命に次きて大切あるものあれバ政府之を保護して損害を掛けぬ様にすべし故に政府の威光を以て人民の財産を故あく取上る様ふとい固より爲すべからず又巡査を置きて盜賊を防ぐハ善けれども無暗に威張り散らさするハ善きとにあらず又政府が種々ある製造所を設けて人民之利を争ふか如きとあるときは人民の職業ハ其の爲めに推し倒されそそには瓦解するに至るべし此れ等も亦人民の財産を害するものなり又政府が猥りに紙幣を増發しあるが爲めに金銀物貨は次第に騰貴し紙幣は益す下落し紙幣十圓を

以て麺麪一斤を買ふとも出來ぬ様あ不景氣となるときの人民は前日麺麪一斤を貳拾錢にて買得たるもの今は拾圓を出さねばあらぬ次第ゆゑ到底り紙幣増發の爲めに九圓八拾錢の損毛を爲せしより此等の事も決して能く財産を保護したりとは申されず奉教、發論、集會、歎願等のことは前から段々述べし如く生命財産に次きて大切あるものなれば決して猥りに之を禁すべからず尤も國安を害む入を讒謗したる演説文書及び靜穩ならざる集會をなし又粗暴の歎願をあすものなき固より禁せざるべからず然れども國安と害すの静穩ならぬのと一と口に云ふものゝぞれ

が國安を害しゝのやらそれが靜穩あらぬやら之を見分るハ仲々六ヶ敷きとあり如何となれば壓制官吏の目から見たな、らバ正理、正道の演説文書も國安妨害と云ふならん、正理、正道の手續に従ふ集會歎願も靜穩ならずと云ふならん、例へば英國人民がショーン王に迫て「セングオカルダ」を得たる所爲の決して靜穩ある歎願と云ふを得ずトライグヘンリイが米國獨立の演説の如きい英政府より見たならば無論國安妨害の演説なりと評するならん然れども天下後世の人はヘンリイの演説を目して忠誠義烈比なきものと賞讃し、「マグナカルダ」を以て自由の父母ありと尊重するにあら

すや故に國安靜穩等の事に就ては餘程注意して之を見分るを要す

(第四)陪審ばいしんに由りて審判せよ
陪審官は法廷に於て事實を判決する所のものにして民撰の官なり而して之れは裁判官の如く必ず法學に熟達せねばならぬと云ふ次第にあらず唯世間の事情に通じ公平無私の心を以て有罪か無罪か事實然るや否やを判決せしむるあり英國にては一千八百二十五年の憲法にて陪審官選舉の法を定めたり乃ち年齢二十一歳以上にして土地の歲入士ボントを得る者及び所有物の賃賃一年二十ポンドと

得る者は陪審官たる事を得るとあしたり何故に陪審官が要用あるかと云ふは裁判權あるものの最も人民に直接の關係あるものにして又最も害用がいゆうし易きものあり斯ぐ大切ある裁判權を預ける裁判官の法律を熟知するべ勿論公平無私にて能く人民の爲めを計らねばあらぬとあり然るに世の裁判官たるものを見るに法律にハ熟達すればも世間の事情に暗練あんねんせざる者間まあまにあらず且立君國にては裁判官を選むの權を君主に與ふるを以て刑事の被告人などより之を見れば恰も他人をして我身を裁判せしむる様ある事情あきにあらずいくら法律に熟達して居る

人と雖ども偏頗の所業あしと云ふを得ず裁判官も亦然り法律には精いかは知らぬど性を人間に受けよる以上は幾分か偏頗のどなじとせず故に人民は我が公平無私ありと信用するものを擇らんて裁判を陪審せしむるなり蓋し裁判に要用なるものは公平、學識、經驗の三つあり一人の裁判官にして此の三つの者を具備するは難いとあるに付人民をして公平無私にして且つ經驗に富めるものを擇舉せしむるあり陪審官のとに就きての世の學者往々之を非とするものあきらめられども其利と其害とを比べれば利の多くして害の少きあり故に英國の勿論歐米諸國中少しく

自由を重する國へ必らず之を設ぐるあり
 (第五)裁判を賣り又が淹滯するを得ず
 人の自由権利を保護するの法律の力あれば法律ほど世に
 貴きものがあじ斯く貴き法律を司る所の者が裁判官なり
 故に裁判官に一ヵ點ありとも私の心あるときいくら良
 き法律でも何の役に立とぬなり況して善からぬ法律を
 良がらぬ裁判官に當がつた日には人民は畜生同様の取扱
 を受くるに至るべし裁判を賣るとい人民より賄賂を取り
 て直者を曲とあじ曲者を直と裁判すると云ふなり抑も
 法律ハ天下の正道あり賄賂の爲めに此の正道を枉げられ

てへ實に溜らぬ次第あらずや歌州各國及支那日本等にて
も封建未開の時へ間ま斯の如きとありしより近々日本の
事に就いて例へんに夫の伊達騒動の伊達安藝原田甲斐を
吟味したる幕府の大老酒井雅樂頭の如きは悪人等より數
多の賄賂を貰ひ忠臣無二の伊達安藝を罪に陥さうと謀り
さり是れ等は裁判を賣りしものあり又「裁判を淹滯するを
得ず」とは裁判を長が引き延しもせず罰しもせずに何時迄
も牢の中に囚へ置くとを云ふあり之れ等のとも人民に取
りては實に迷惑千萬あり凡る罪を犯せし疑ひありとて捕
へらるゝものは必ず罪人と極り居るにあらず中には無實

の罪を負ふ人もあるならん然るに之を捕へつ放しに二
年も三年も獄中にに入れ置かれた身に成つて考へさらば寧ろ
一と思ひに首を切られて死んだ方が増となるべし左れば
英國の如き自由を重ずる國にては犯罪人として拘留しき
ときは四十八時間内とか又は三日内とかに必らず吟味せ
ねばならぬ法律あり實に能く人身を保護するものと云ふ
べ「惣じて本條及び前条の「何人も擅に之を捕縛するを
得ず」と云へる箇條あとは之を人身保護律と申すなり人身
保護律とは人民の身体を保護する法律と云ふとあり

讀者は既に余の述べる所に據り憲法の趣旨と英國憲法の大略とを解せしであらん因て此章に於ては日本憲法の起源と述べ以て我々人民が明治の昭代に生れて憲法の發芽を目撃するを得ざるは實に幸福なる所以を論ぜんとする所で日本の政体は讀者諸君も知らるべ如く昔より君主獨裁なれば憲法と稱すべきものも隨てなかりトあり然るに王政維新の際我が明治天皇陛下は我國未曾有の變革を行はせられんとて詔を發して神明に誓ふに五事を以てし玉ヘリ此の詔たるや余が第一章に述べる國約憲法と云ふものにむらねども綸言汗りんげんあせの如トと云へば我天皇陛下が一と度

び詔し玉あるとは設たゞひ日月光を失ふが如き變わるも決して之を渝かへるせられざるは天下萬民の信ずる處なり況よにて誓ふと云ふ字は契約の意味を幾分か含むものあり然らば五個條の御誓文は我天皇が我々日本人に約束し玉ふたるものにして國約憲法の姿すがたあるものと云ふも過言にあらざるべし然れども余は現今の日本を目一て立憲政体の國と稱する能はず何如となれば眞の憲法なければ立憲政体と云ふと得ず五箇條の御誓文は眞の憲法にあらざればあり去り乍ら純然じんぜんなる立君獨裁を變じて日本憲法の基礎もと据さへたるものは此の御誓文なれば我々人民は朝夕之

と捧讀するを怠るべからず今其寫と左に掲ぐ
 第一　廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ
 第二　上下心チ一ヨシ盛ニ經綸ヲ行フミシ
 第三　官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ大心チシ
 テ倦マザラシメンコト要ス
 第四　舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
 第五　智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ
 我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先シテ
 天地神明ニ歸ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立シ
 ドス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

戊辰三月　御諱　御諱
 勅意宏遠誠ニ以感銘テ不堪今日ノ急務永世ノ基礎此他
 ニ出ベカラズ臣等謹テ獻旨奉之死ヲ誓ヒ黽勉從事冀
 クハ以テ宸襟ヲ安シ奉ラム
 公卿
 明治年間に生れ斯く有難き聖詔玄頂戴したる我々人民は
 勉めて自由自治の精神を擧^{ある}ひ聖意に報し奉らざるべから
 ず故に余は先づ此の五事の御誓文に就き一々其意味を解

き示さんとす。第一廣く會議と起小とは他日國會議院其他府縣會區町村會等と立て玉はんとの聖意なり又萬機公論に決すべいとは此の議會に招き集める代議士等の公議興論によりて政事を行ふべしとのとなり明治八年に至り此の聖詔に基き地方長官を集め玉ひて會議を開かせられより之れ實に我國に於て政治上のとにつきて會議を開きる濫觴ばらじめと云ふべし又同時に元老院を立てさせられて立法の源みなぎりを廣め玉へり然れども是等の會議は何れも人民の名代人におらずして全く政府官吏の會議なれば之を役人會議と評するも可あるものゝ如し其後明治十一年に至り

府縣會規則を頒布せられ地方稅と議定すべき權利を人民に與へられ次で區町村會規則を發して自治の政度を定められたり是れから眞の民権議士なれば直正の會議は明治十一年に於て始めて起りしと云ふべし斯く人民の會議は起りたれども唯一地方の會議に止まり未だ國會を設くるの場合に至らざるは遺憾なるとなり且又府縣會の權利とても地方稅を議定するの一部分のみに止り未だ府縣の立法權を握る能はず之に加ふるに府縣會規則も人民が議定しあるものにあらずして政府が制定しよるもばなれば多少備はらざる所なきにあらざれども人民は之を改正する

を得ず唯政府が與へる頒分内に於て聊か議論を爲すを得るのみ故に眞正の會議を興し万機を公論に決せんとならば先づ府縣會規則を改正して地方人民に充分の立法權を與へ國會を開設して全國人民に參政の權利を與へ天下人民の公議輿論に由りて政を施さるべからず斯くてごろ興に御藝文の旨に協ふ者と云ふべし
第二、上下心と一に盛に經綸を行ふべしとは官民一致して能く天下を治むべしと云ふとあり儲て士と口に官民一致と申せとも之を實際に行ふは甚だ六々敷となり前に述べし如く政府は人民の保護者あれば一致せぬ譯はあさ

うな者あるに西洋の歴史などを閲るに一致するの時少くして一致せぬとき多じ何故に斯の如くあるやと其理由を尋ねるに全く政府が人民の公議輿論に従はずより生ずるより我が天皇陛下が早くも御心を茲に注がせられて此詔を下させられしは實に我々人民の幸福と申すべし思ふに君主獨裁政治にては決して官民一致するとみし如何とされば獨裁政治に固着しきる弊害は秘密なり秘密は疑惑の生ずる所にして疑惑は乖離の念を生ず人心乖離して官民の一一致を欲するは猶ほ木に縁て魚を求むるが如く決して能はざるあり故に官民の一致せんとを欲せば先づ秘密

政治を止めにし立憲政体とあさるべからず我天皇陛下
が第一に廣く會議と輿一との玉ふて立憲政体の基礎と立
てさせられ次に上下心と一にして天下を治めんと詔し玉
ひ一は能く其順序を得るものと申すべし併し會議を興
しのみにては決して官民一致しさりと云ふを得ず輿に
官民の一一致せんと欲せば第一に人民の公議輿論により
て政と施すとが肝要なり第二には廣く會議を興さねばな
らぬなり何とあれバ設たゞへ會議のみ開きたりとて政府が常
に人民の輿論に従はずして猥りに人民の決議を破り或は
議院を開散する様あるとがありては折角の會議も何の役に

も立るぬなり彼の千七百九十年代佛蘭西に起りさる騷乱
の如きは決して議會なきが爲にあらず全く人民の輿論を
取り用ひぬより起りしとなり又設たゞへ府縣會や町村會を起
りのみにては官民を一致せしむると甚だ難し故に廣く
國會迄も開設して秘密政治を除かざるべからず彼の魯西
亞は既に府縣會を開きさる國なれども官民常に一致せざ
るい廣く國會を起さぬが故あらん然らば則ち上下心と一
に一盛に經綸を行はんには先づ廣く會議を起一萬機公論
に決せざるべからず

第三「官、武、一途、庶、民、に、至、る、ま、で、各、其、志、と、遂、げ、人、心、と、し、て、倦、

まさらいめんとを要す」官武とは文官と武官と申すとなるべし文武の官より人民に至るまで皆其れ相應に志を遂げ不平心無き様にせんとの聖意なり而して此の不平心は決して自分勝手の不平心と云ふにあらずして政治のとなるにつき不平の起らぬ様はあすべしとのどと存するあり彼の江藤新平前原一誠西郷隆盛等の如きは不平を洩あきらすとが出來ぬ爲めに遂に叛逆を企てされども彼等の不平は自分勝手の不平にして真正の不平にあらず斯る輩として志を遂げさせたあらば如何あるとをなすやも計られあつりまく。昨年來國會開設請願のため東西南北より出京せし總代

人等が其志と遂げず願書を懷にして空しく故郷へ歸りし其人々の心中は如何あらんか是れ等め人々は我々人民固有の權利を伸暢ひんこうせんが爲めに廣く會議を起しとの聖詔を奉体し雲山万里を越むとせず遙はるく出京せしものなれば實に聖詔を空してせざる忠誠無二の心あるに拘はらず空しく太政官門外に彷徨さまよふは請願手續なしとは申し乍ら亦さ其人のために悲まざるからず併し乍ら建白書を受るには元老院と云ふ門戸あれバ世の國會開設を希望するものは其志を遂げ兼ると云ふ次第にあらず宜しく倦まず怠らず元老院へ建白すべし我政府の官吏は固より廣く會議

を興すの聖詔を奉体するの人々なれば遠からずして其請願を誇し人心をして倦まざらしむるならん。第四、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべしとは實に一字千金の玉詔と謂ふべし願るに今を距る十五年前の我日本は封建未開の状体にして未だ文明の何物とも知らざりしあり此時の日本は實に陋習の三を以て成立するものと云ふべし先づ其例を舉やれば數百の大名が各々土地を私有し互に一方に割據する封建制度の實に大なる陋習なり、同等の人民なるに之を穢多なりとして人類中間の外に置きしれ大ある陋習なり士族の一種に限り常に兵器を

帶ふを許し非常の權力を有せしれ大なる陋習なり族によりて官を世々にし智徳によりせ人を用ひざるゝ大なる陋習なり其他一々之を數ひ立てたならば澤山あるべーと雖此も此等の陋習を破つて今日の如く致しまるれ實に此の聖詔の徳澤と申すべし斯の如く過ぎ去りし事跡を顧みれば十五年前と今日とへ雲泥の異あれとも余の今日を以て充分に陋習を脱しする世界なりと云ふを得ず若し今より十年或は十五年を経て今日を回顧しめならば猶ほ我々が今日薔薇時代のとを考ふるが如くならん故に舊來の陋習と思ふものあらば新聞にでも演説にでも之を論じて天地

の公道に基く様にあすべきが我々人民の義務あり然れど此れば陋習なり彼れは公道なりと決定する手本は何れより持ち来るかと問ふものあらば余は之に答へて歐洲を手本とあせと云はんとす而下セ歐洲を手本となすには先づ何から初めざなれば宜からうかと問ふ者のあらば余は又之に答へて歐洲諸國は立憲政体にして我國は立君獨裁なり先づ立憲政体を手本とあひて立君獨裁を破るべしと云はんとする所であるが爲めに我國は立憲政体を確立せし第五智識を世界に求め大に皇基を振起すべしとは是れ亦一千金の玉詔あり人の生るゝや智識をあけれ世を渡ると

が出来ぬなり國も亦然り智識をあければ皇基を振起するとも出来ず萬國と交際するとも出来ざるあり我政府は此の聖詔に基き法律を改め教育を盛に日夜汲々として智識を求めんとを苦慮せらる去ればころ維新以來數年あらざるに電信郵便車船は勿論諸官省の制度官吏の服制より日用の器具に至るまで一々智識を外國に求めざるなし是れ實に結構のとなり然れども我政府ハ今一層奮發して政治上の智識をも外國に求め憲法を設け國會を開かれんとを欲す蓋し我政府の理學上の智識の外國に摸擬せらるれども政治上の智識に至ては之を用ゆると甚る遅きは

如何なる次第なるや余の知る能はざる所あれども思ふに電信とか漏車とか漏船とか云ふものは効用を成すと速かるが故に政府は之を用ゆるを急かる。ならん政治上の智識は其利益と爲すとは仲々理學の智識より大なれども効用を爲すと速あらず且つ之を用ひて人智開進の度に適せざるときは大なる害を生ずるが故に斯くは猶豫せらる。あらん然れども効を成す遲きものは必ず永世幸福の種子となるものなり我政府は永世の幸福を忌まるゝものにあらざるべ也又我人民の智識とせも決して之を負擔する能はざるにあらざるべし且皇基を振起せんばめ先づ

政体を改良せねばあらぬあり然るに今日の如く君主獨裁を以て政を執るときは其害を被り玉ふは天皇陛下のみならん之れ決して皇基を振起する道にあらず故に智識を世界に求めんとあらば宜ト。政治の智識をも求むべし皇基を振起せんとならば先づ立憲政体とあり政治の責任は宰相之に當り天皇は神聖にて責任あしとの制度を立つるに若くいふし。御教文の意味は右に陳べざる如くなれば讀者は既に之を解せしなるべし右五ヶ條の内第一の骨髓こうすいとも云ふべきは廣く會議を起し方機公論に決すべしとの一箇條あり上下

心を一にするも人心を一して倦まざらむるも陋習を破り
公道に基くも智識を求め皇基、を振起するも皆廣く會議を
起すと万機を公論に決するにあれバ世の御誓文を捧讀
するものは宜く此の個條に意を注ぐべし

我歎聖なる明治天皇陛下は常々歎慮を万民保安の道に惱
せられ立憲政体の貴きを志ろじ召すよりして明治八年四
月十四日元老犬審の二院を設けさせられ左の詔を垂れさ
せられより世に名高き四月十四日の聖詔と云ふは即ち此
の事あり

朕即位の初首トシテ群臣ヲ會シ五事ナ以テ神明ニ誓ヒ

國是ヲ定メ萬民保安ノ道ナ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ
力トニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ顧フニ中興日淺ク
内治ノヲ當ニ振作更張スベキ者少シトセズ朕今憲文ノ
憲文擴張ニ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審
院ヲ置キテ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以
テ民情ヲ通ジ公私ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政体ヲ立テ
汝衆庶ト俱ニ其慶ヲ頼ラント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ
故ニ慣ル、ユナク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルノナ
ク其レ能ニ朕ガ旨ヲ体シ翼賛スル所アレ

五事の御詔文は維新戦争の際より發せられしものなれば多少備はらざる所あるもつて其意を擴充して此の詔を垂れさせられり思ふに唯だ廣く會議を興しとあるのみにては如何なる會議を興さるゝか知るべからず然るに此聖詔には漸次立憲の政体を立て汝衆庶と俱々其慶に頼らんとするを以て見れば他日國會を立てさせらるゝの意味は判然と詔中に顯はるゝなり然らば則此聖詔は立君獨裁と立憲政体との區域を判然と分畫するものあれば我々同胞兄弟は能く聖意を捧体し立憲政体を立てんとを勉むべし然れども詔中漸次立憲政体を立てんとの玉ふを以て見れ

バ急速には立てず人嘗め度を見計らひ其の立つべきの度に至りば之を立つべしとのとあるべし明治八年より今十四年迄已に七年を経たれど全國の形勢も一變し學術智識も餘程進歩じむる模様なり是に加ふるに昨年來國會論議上に喧かなび其開設を請願するもの頗る多し又近來の景況を見るに新聞紙は勿論各地の有志者皆此の聖詔に基き日本憲法を巡覽じて私に之を議するもの行々處どしあらざるなし日本人民政治上の會議へ既に已に進歩して立憲政体を立てるの度に進みより我政府が憲法を制定じて以て立憲の基礎を固くせらるゝの日は遠からず

至るべし

又右の詔中元老院を設け地方官を召集し等の語あれども元老院と云ひ地方官會議と云ひ名の會議なれども皆官選の會議あれば興正の立法官と云ふを得ず故に余は此聖詔を有難く思ふと同時に今一層確平なる詔を頂戴して早く憲法を立てべきものなりとの感を生じたり併し五事の御誓文と此の聖詔は神武天皇即位以來未嘗てわらざるをされば余は之を日本憲法の起源となるべきものなりと考あるなり。

第四章 憲法の組立

余は既に憲法の大意を述べ又英國と我國との憲法に就き其概要を論じより此章に於ては汎く憲法の組み立を説かんとする。

憲法の組み立は各國同様がらずと雖とも立君國にてハ先づ左の如く區別するが適當あらんか。

第一 皇權

第二 國會(即ち立法府)

第三 行政官

第四 司法官

第五 國民の權利

先づ第一皇櫻より説き始めん

第
一
皇
權
下

皇權とは皇帝の有する權利を云ふ政治上の責は宰相之に任む皇帝は之を關せざるを通例とす皇帝の有する權利は左の如し

皇帝は立法行政司法の三部を總轄す

皇帝は宣戰講和の權を有す

宣戰請和と曰外國と戰争をなじ和陸を爲すと
云ふとなり戰爭は全國人民の利害に關するも

11

1

るがさぬ皇帝之を有するは如何にも危きとな
りと云ふがわれども決して然らず凡て戦争を
なす國は第一金が公用あり而して此の金は皆
人民の租税より出るものにして租税は國會の
議決よりは一厘たりとも賦課するを得ず故
に表向きは皇帝に此の權利を與ふども實は人
民之を握り居るなり且皇帝に此權利を與べ置
がねば差支を生ずるとあり戰争と云ふものは
神速にせねばあらぬものなり然るに其始めふ

に先ち議員を集めてやつゝ議論などして居る中には何時か外兵の爲めに進入せらるゝが如きとあり故に宣戰講和の權は皇帝に與ふるを便利とする。

四 皇帝は外國と諸般の條約を結ぶの權あり。但し國財を費すが如き國民に大なる關係あるとは國會の議決に依るべし。

五 皇帝は犯罪を宥恕^{ヨウシキ}特赦^{トセキ}するの權あり。

六 皇帝は通貨を鑄造^{チヤウゾウ}爵位勳章^{ソクイインジョウ}を與ふるの權を有す。

七 皇帝は國會を開閉し中止し時としては之を解散するをあるべし。

皇帝は立法權を總轄するものなれば國會を開閉し中止するは其詔に依るべし又國會は國民の輿論を集むる所なりとは雖とも時としては國民の輿論に背くとあらとせず又國安を妨ぐるとなれどせす斯の如きときは國家の主宰たる皇帝は之に開散を命じ新たに議員を召集するなり去り乍ら議員を解散するは國家の一大事なれば輕々多く之を行ふべからず。

此他皇帝に属する權利あれども其肝要ある者は之に過ぎず
國會の成立に就ては世の學者中或は二局議院を可とする
ものあり或は二局議院と理とするものあれども茲には先
づ上院下院の二つを錄すべし其採擇は看者の自由に任せん

上院は下院と共に政府の歲出入租稅國債及諸般の法律を議定する所にして其議員は皇族華族當て敕任官

よりも者國家に大功勞有し者學識ある者の内より百名若くは二百名の數を限り天皇之を特選し八年を以て其任期とあし四年に其半數を改選すべし
但し年齢三十歳以下の者は議員さると得ざること
あすべし
下院は上院と共に政府の歲出入租稅國債及諸般の法律を議定する所にして其議員は二十五歳以上の男子にして定格の財產を所有するものゝ中より法律に定めくる選舉法に従ひ人民の公選するものとす而し其

人員は三百名任期は三ヶ年とあすべし
 下院が有する所の権利中にて最も大切あるものは財政に關する議案を起草するの權あり又下院は政事上のとに就き官吏の失策を上院に彈劾するの權あり又上院下院ともに議員が議場にて爲しる討論演説の爲めに罰せらるゝとなく會期中及び會期の前後二十日間民事の訴訟を受くるも答辯するに及ばず重罪現行犯にあらざれば議院の承諾を得ずして拘引せらるゝとあき權利を有すべし之れ皆國會の権利を重するが爲めあり

右上下兩院を併せて國會と云ふあり國會の組立法に付きては世の學者既に之を論じ又は著述せしものもあり且茲では唯憲法を立つるの順序を示すの注意なれば之を略す

第三 行政官

行政官は大宰相各省長官より成る其合して事を議するとさは之を内閣と云ふ大宰相は衆庶の望により天皇之を撰拔し且ひ各省長官は大宰相の推薦に依り之を任じ玉ふべく且又行政官は諸般の草案を國會に出し又は毎年國費決算書を國會に報ずるものとす内閣員は上下兩院の議員に兼任するを得ると雖も國會に對し政務の責には必らず

任せざるべからず若し其政務につき議院の信を失ふときは其職を解すべきものとす。

第四 司法権

司法権は皇帝の總轄に屬するものにして諸裁判所に於て之を執行するなり往昔政治の未進歩せざるときに於ては君主自ら司法の大權を握り親ら法廷又臨み獄訟を掌りしは各國當然り。雖ども人文漸く開くるに従ひ君主は決して裁判に關係せず全く法官の手に委するととはあれり裁判官は君主より命ぜられる官吏あれども決して君主の命令を奉りて裁判するにあらず全く獨立不羈のもの

あり而一て裁判官は過失あらざれば終身其職に任ずるものとあすべし杏らされば常に君主の旨を伺ひ自分の位地を保たんがためには往々不公平の裁判をなすとなきにあらず故に終身官となして其獨立の氣象を養ふべし又裁判は公に行はねば万民の信用を得る能はざるにより刑事と民事とに拘らず必ず傍聴を諦すべし。

第五 國民の權利

- 一 國民は法律上同等の權利を有すべし
- 二 國民は現行犯罪を除くの外法律に定めたる程式に據るにあらざれば拘引せられ若くは其の家屋

に侵入し其物件書類を搜索し又は持ち去られざるの權と有する受くるの權あり

三 國民は犯罪の場合に於て法律の定むる所の保釋と受くるの權あり

四 國民は至當の償を得るにあらざれば公益の爲なりとも其財産を買上らるゝとなし

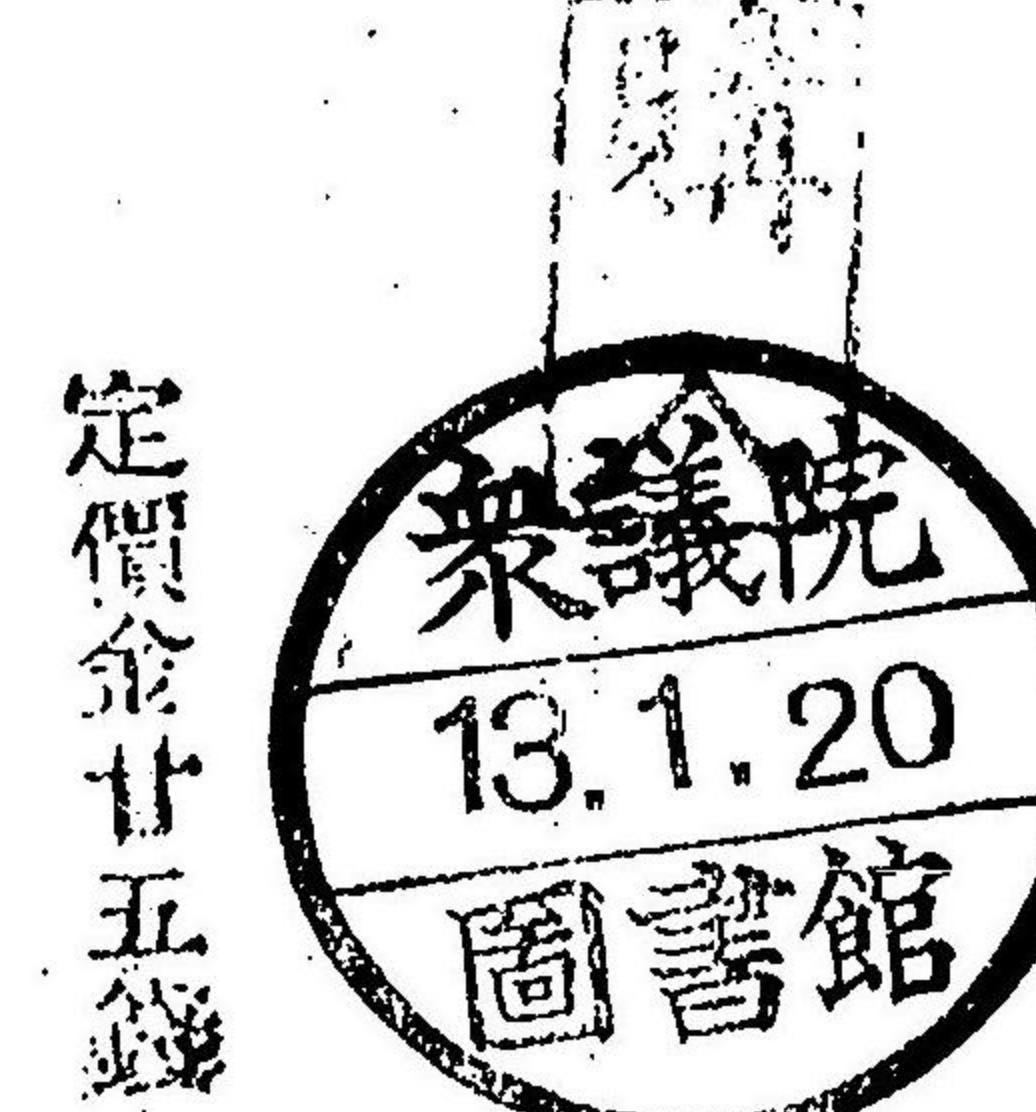
五 國民は國安を妨害せざる以上は結社、集會、演説、出版の自由と有すべし

六 國民は皇帝又は何れの官省に向ても直接に疾苦を訴ふるの權を有す

七 國民は何の宗教を問はず自由に之を信ずるを得
憲法の組立は右の如く然れども之れ其大體を示すのみにして其詳細なるとに至ては茲に論じ盡すを得ず依て之を省く

2802
8

35952



明治十四年八月十二日板權免許

同 八月三十日出板

出著述人兼

東京府士族

九山名政

麻布區市兵衛町
壹丁目壹番地寓

日本橋區元大阪町
拾一番地

法木德兵



武京橋區元數寄屋町
貳丁目十番地

毎日新聞社

發兌

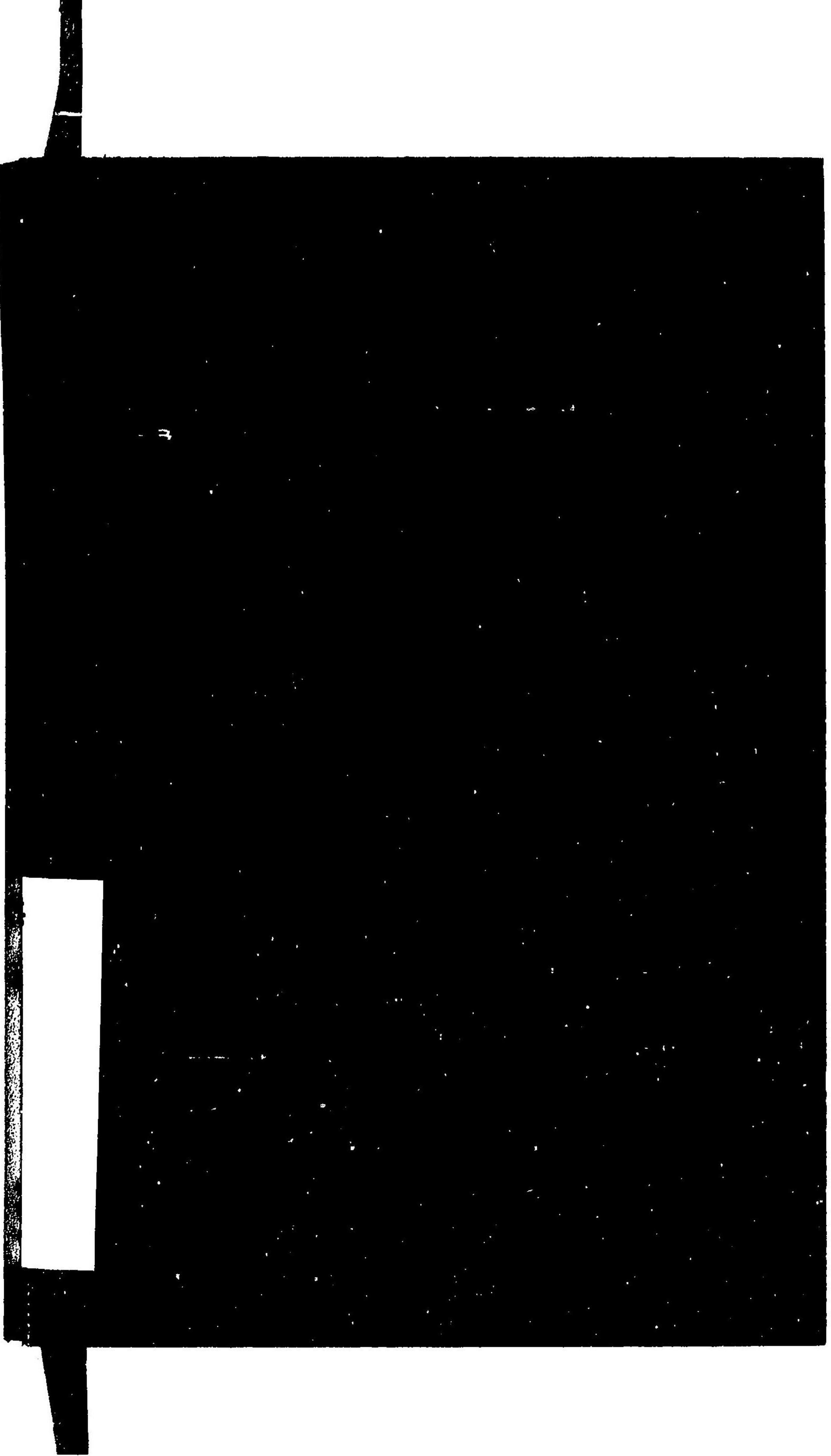
同

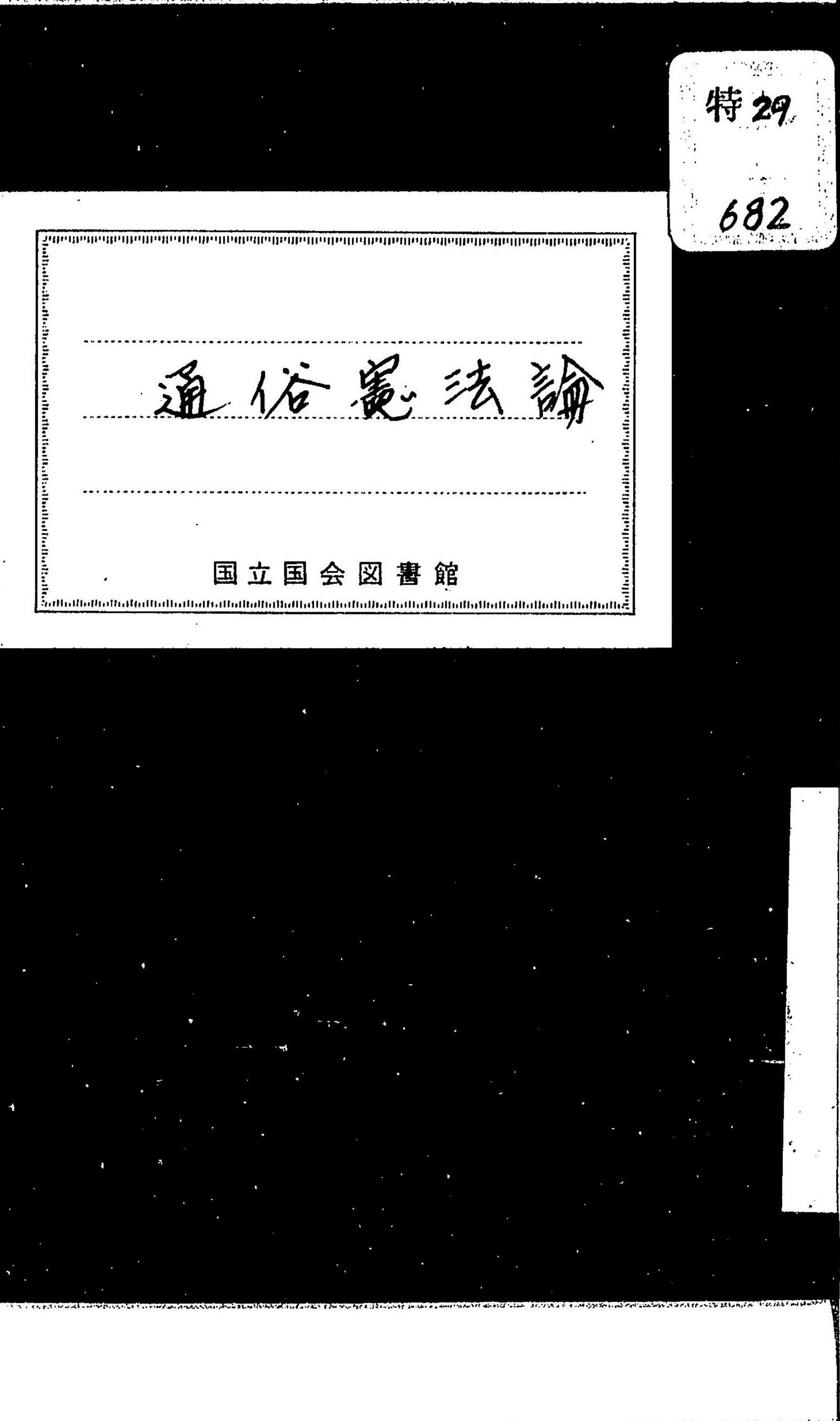
各地發賣書林

東京通油町 濱町三丁目
馬喰町貳丁目 貳丁目
通三丁目 銀座貳丁目
木挽町一丁目 尾張町一丁目
同南鍋町二丁目 芝三鳴町
表神保町 神田雞子町
新櫻田町 樂研堀町
大坂唐物町貳丁目
西京寺町御池下ル

駿兎報春秋巖山兎共萬山丸稻石高永
野崎慶二
知中中屋佐治兵
屋社陽山々市屋同學孝善之
心支支兵兵
堂店店堂堂衛誠社堂助七衛衛助郎

陸前石之卷 三陸屋利兵衛
武州川越鳴町 川國藏
同 忍行田町 村確
下總千葉本町 三社
同 銚子荒野町 治
同 松戸驛 今
上総松尾驛 飯田
常州水戸下市町 根本勝之助
同 上市泉町 高岡
同 下館町 錦
野州朽木町 松信善
同 佐野田沼 善
上州沼田中町 城江島屋良助
羽後西大館町 山常二郎
土州高知通二丁目小 村治
紀州和歌山北町 松平定
津田源兵衛 吉藏





031697-000-3

特29-682

通俗憲法論

丸山 名政／著

M14

B BE-0324

